

トラック運転者の改善基準告示のポイント (2024年4月～)

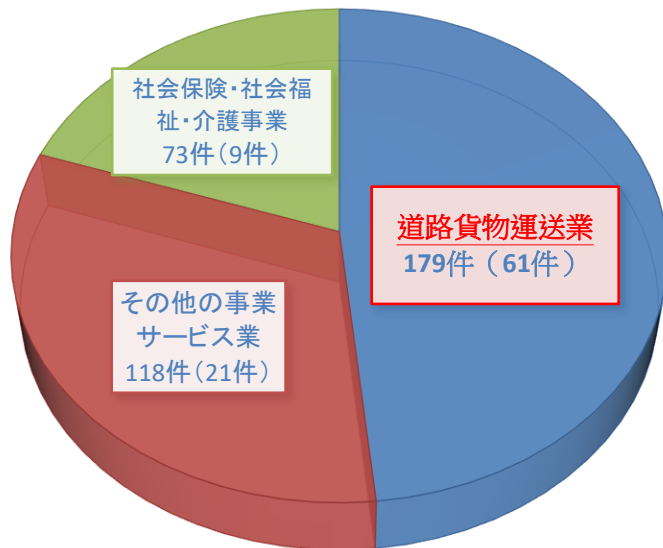
厚生労働省 群馬労働局 労働基準部 監督課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

労働時間短縮・改善基準告示遵守の必要性

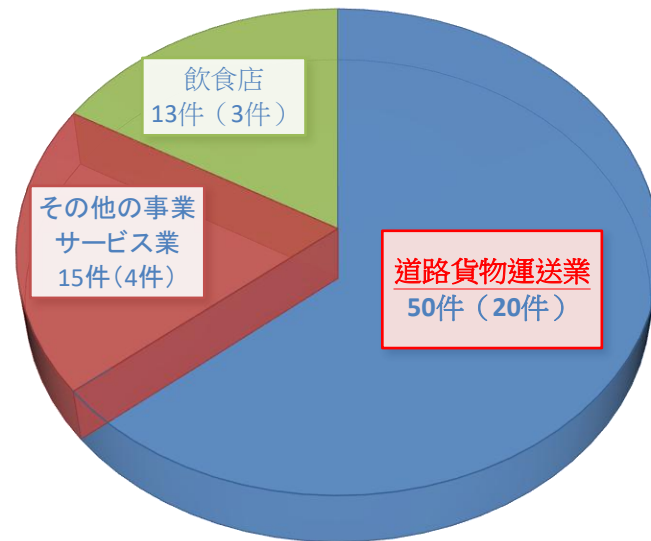
脳・心臓疾患の労災請求件数、支給決定件数の上位3業種（令和7年度）

請求件数



（ ）内は死亡の件数で、内数である。

支給決定件数



（ ）内は死亡の件数で、内数である。

出所：令和7年度「過労死等の労災補償状況」を公表します

トラック運転者の 改善基準告示の内容

【2024.4～主な改正事項】

- 1) 1年、1か月の拘束時間
- 2) 1日の拘束時間
- 3) 1日の休息期間
- 4) 連続運転時間
- 5) 予期し得ない事象（新設）
- 6) 特例→・分割休息・2人乗務

※2：予期し得ない事象とは、次の事象をいう。

- ・運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと
- ・運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと
- ・運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと
- ・異常気象（警報発表時）に遭遇し、運転中に正常な運行が困難になったこと

※4：車両内ベッドが、長さ198cm以上、かつ、幅80cm以上の連続した平面であり、かつ、クッション材等により走行中の路面等からの衝撃が緩和されるものであること

1年、 1か月の 拘束時間	1年：3,300時間以内 1か月：284時間以内	【例外】労使協定により、次の通り延長可 （①②を満たす必要あり） 1年：3,400時間以内 1か月：310時間以内（年6か月まで） ①284時間超は連続3か月まで ②1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める
1日の 拘束時間	13時間以内 （上限15時間、 14時間超は週2回 までが目安）	【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合（※1）、 16時間まで延長可（週2回まで） ※1：1週間における運行がすべて長距離貨物運送（一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送）で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合
1日の 休息期間	継続11時間以上 与えるよう努めることを 基本とし、 9時間を下回らない	【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合（※1）、 継続8時間以上（週2回まで） 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、 運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える
運転時間	2日平均1日：9時間以内 2週平均1週：44時間以内	
連続 運転時間	4時間以内 ・運転の中断時には、原則として休憩を与える （1回おおむね連続10分以上、合計30分以上） ・10分未満の運転の中断は3回以上連続しない	【例外】SA・PA等に駐停車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、 4時間30分まで延長可
予期 し得ない 事象	予期し得ない事象への対応時間を、1日の拘束時間、運転時間（2日平均）、連続運転時間から除くことができる（※2、3） 勤務終了後、通常通りの休息期間（継続11時間以上を基本、9時間を下回らない）を与える ※3：運転日報上の記録に加え、客観的な記録（公的機関のHP情報等）が必要。	
特例	①分割休息（継続9時間の休息期間を与えることが困難な場合） ・分割休息は1回3時間以上 ・休息期間の合計は、2分割：10時間以上、3分割：12時間以上 ・3分割が連続しないよう努める ・一定期間（1か月程度）における全勤務回数の2分の1が限度 ②2人乗務（自動車運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合） 身体を伸ばして休息できる設備がある場合、拘束時間を20時間まで延長し、休息期間を4時間まで短縮可 【例外】設備（車両内ベッド）が※4の要件を満たす場合、次のとおり、拘束時間をさらに延長可 ・拘束時間を24時間まで延長可（ただし、運行終了後、継続11時間以上の休息期間の付与必要） ・さらに、8時間以上の仮眠時間を与える場合、拘束時間を28時間まで延長可 ③隔日勤務（業務の必要上やむを得ない場合） 2暦日の拘束時間21時間、休息期間は20時間 【例外】仮眠施設で夜間4時間以上の仮眠を与える場合、2暦日の拘束時間を24時間まで延長可（2週間に3回まで） 2週間の拘束時間は126時間（21時間×6勤務）を超えることができない ④フェリー ・フェリーの乗船時間は、原則として休息期間（減算後の休息期間は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならない） ・フェリー乗船時間が8時間を超える場合、原則としてフェリー下船時刻から次の勤務が開始される	
休日労働	休日労働は2週間に1回を超えない、休日労働によって拘束時間の上限を超えない	

告示遵守ポイント1：1年、1か月の拘束時間

1年の拘束時間

原則：3,300時間

例外：3,400時間

✔ 年間拘束時間の管理
はできていますか？

・法定労働時間をもとに計算した1か月あたりの拘束時間

1年間の法定労働時間 週40時間×52週＝2,080時間

1年間の休憩時間 1時間×5日×52週＝260時間

(2,080時間+260時間)÷12か月＝195時間①

・労働基準法による1年間の時間外労働の上限→960時間

1か月あたり 960時間÷12か月＝80時間②

・(①195時間+②80時間)×12か月＝3,300時間

1か月の拘束時間

原則：284時間

例外：310時間

✔ 労使協定なく例外を
使っていませんか？

【労使協定を結んだ場合の例外】

年間拘束時間

3,400時間／年

月の拘束時間

310時間

※年間6か月まで

ただし

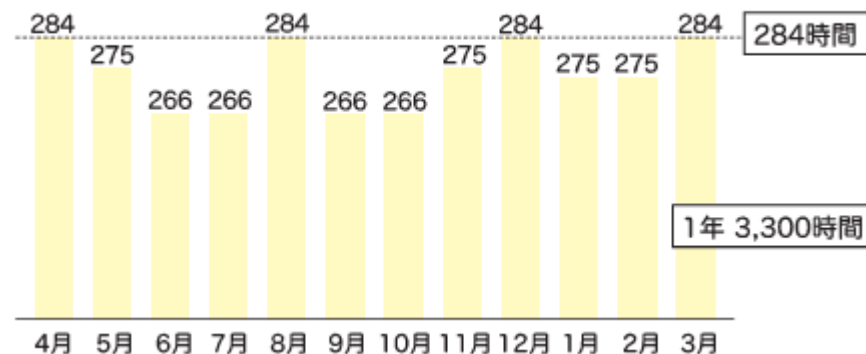
拘束時間

284時間／月
超は連続3か月まで

時間外・休日労働時間

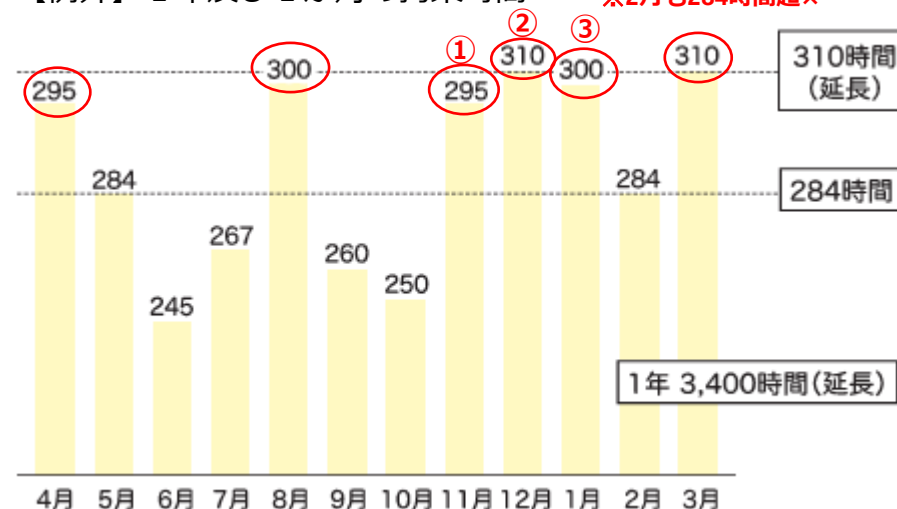
100時間未満／月
となるように努める

【原則】 1年及び1か月の拘束時間



・1か月の拘束時間を全て上限値(284時間×12か月)とすると1年の拘束時間が3,300時間を超えるため、改善基準告示違反。

【例外】 1年及び1か月の拘束時間



・1か月の拘束時間を全て上限値(284時間×6か月かつ310時間×6か月)とすると1年の拘束時間が3,400時間を超えるため、改善基準告示違反。

告示遵守ポイント2：1日の拘束時間

1日の拘束時間

原則：**13**時間

例外：**15**時間
(14時間超は週2回までが目安)

【宿泊を伴う長距離貨物運送の特例】

1週間の運行すべて、一の運行
450km以上の長距離貨物運送
+
一の運行における休息期間が
住所地以外の場所



最大拘束時間

16時間にできる
(1週間につき2回に限る)

1週における1日の拘束時間延長の回数

※14時間超は週2回まで



✓ 長距離特例のときも
1日の最大拘束15時間超16時間までが、
1週間につき2回を超えていることはありませんか？

告示遵守ポイント3：1日の休息期間

1日の休息期間

継続：11時間
9時間下限

【宿泊を伴う長距離貨物運送の特例】

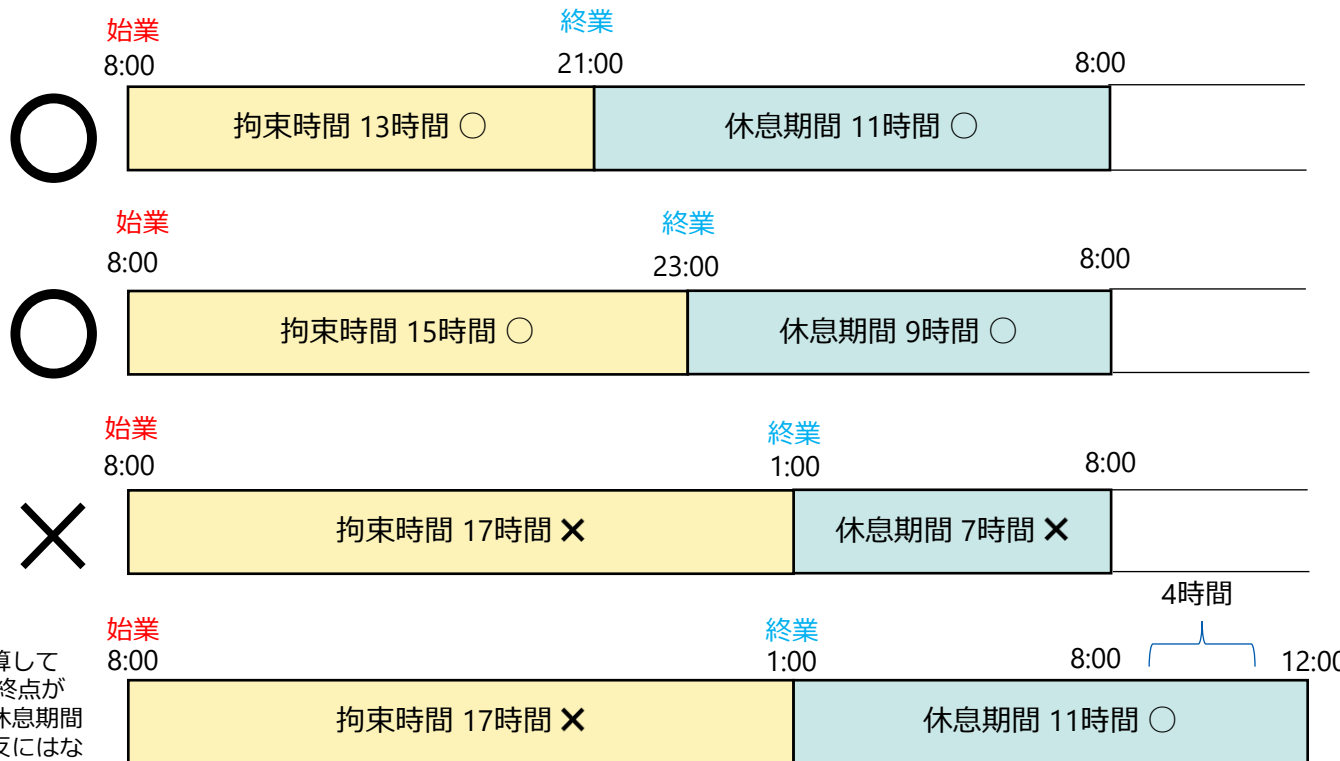
1週間の運行すべて、一の運行
450km以上の長距離貨物運送
+
一の運行における休息期間が
住所地以外の場所



休息期間

継続8時間にできる
(1週間につき2回に限る)
※一の運行終了後、継続12時間以上与える

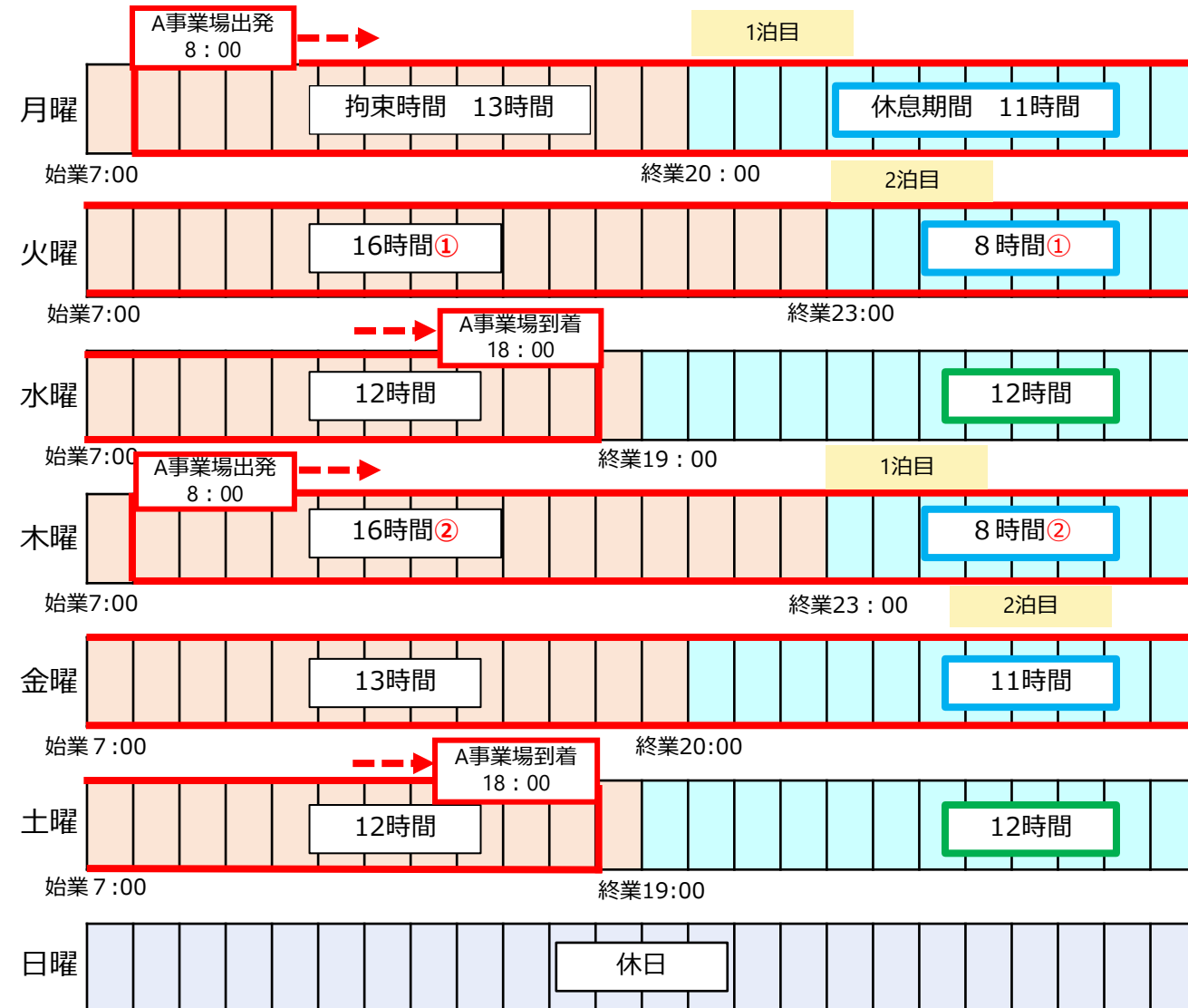
1日の拘束時間及び1日の休息期間の設定



※ 1日の始業時刻から起算して24時間以内に休息期間の終点が到来しなくても、通常の休息期間が取れていれば休息の違反にはならない。

※図説：宿泊を伴う長距離貨物運送の特例

1週間における運行がすべて長距離貨物運送であり、かつ、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合は、当該1週間について2回に限り、最大拘束時間は16時間とし、休息期間は継続8時間以上。



- 1週間における運行 がすべて長距離貨物運送（走行距離450km以上）
- 一の運行中における休息期間 が、住所地以外の場所
- 一の運行終了後の休息期間 は継続12時間以上

※長距離特例の要件

- 一運行の走行距離450km以上（日帰りでも）
- 週1回以上の宿泊付き運行
- 一運行終了後12時間以上の休息期間
- 運行計画上的のみならず、実態も基準を満たす

✓ 一運行終了後、継続12時間以上の休息期間を確実に与えていますか？

告示遵守ポイント4：連続運転時間

連続運転時間

4 時間以内

運転の中断は、原則休憩

※連続運転時間：1 回がおおむね連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間（「おおむね連続10分以上」とは、運転の中断は原則10分以上という趣旨。例えば、10分未満の中断が3回以上連続する等の場合は該当しない）

業務の実態を踏まえ、短期的には見直しが難しい等特段の事情がある場合は、運転の中断の際、荷積み、荷下しを行っても改善基準告示違反となるものではない

【例外】

サービスエリア、パーキングエリア等に駐車または停車できない



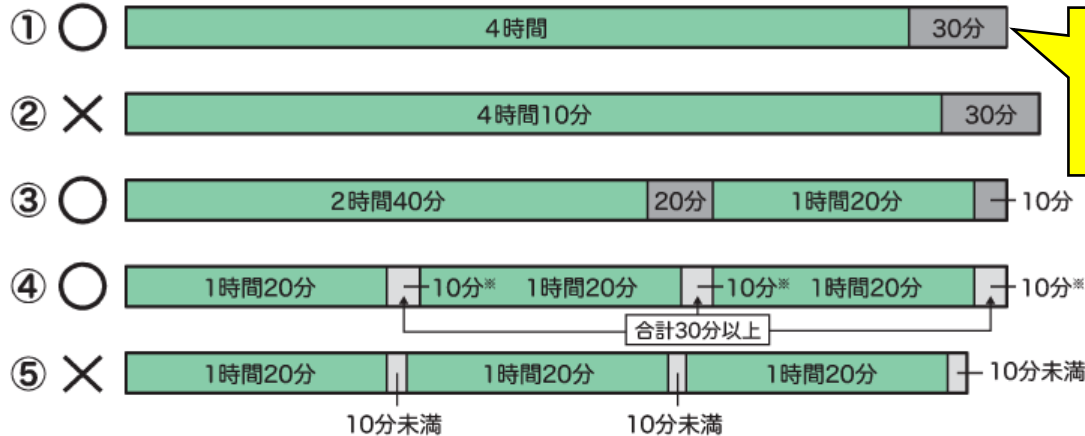
連続運転時間

やむを得ず、4時間を超える場合

4 時間30分

まで延長できる

運転の中断の例



運転の中断の定義

1 時間	○ 9分	1 時間	○ 9分	1 時間	× 9分	1 時間	× 3分
1 時間	○ 9分	1 時間	○ 9分	1 時間	○ 10分	1 時間	○ 9分

× 3 回目：10分未満の運転の中断が3回以上連続している
× 4 回目：おおむね連続10分以上と乖離している

合計30分以上の中断

告示遵守ポイント5：休日労働

休日の取扱い

休息期間+24時間の連続した時間

▶ 9時間+24時間 = 33時間

いかなる場合であっても、その時間が30時間を下回ってはならない

▶ 2日続けて休日を与える場合は、2回目の休日も24時間以上

休日労働の回数

2週間に1回が限度

※分割休息、2人乗務
フェリー乗船等、30時間
に満たない場合→連続し
た30時間の労働義務のない日が休日

例1

休日前の勤務は月曜23時に終業。休日に身体を休め、水曜6時に始業。



月曜終業後の23時から休息期間が始まりますので、9時間後の火曜8時までが休息期間となります。
水曜の始業が朝6時ですから、休息期間終了後、24時間が確保できていません。

▶ 休日として取り扱われません。

例2

休日前の勤務は月曜23時に終業。休日に身体を休め、水曜8時に始業。



例1と異なり、火曜8時から24時間確保できています。

▶ 休日として取り扱われます。

例3

拘束時間に関する労使協定は締結しておらず、毎週土曜・日曜が休日（法定休日は日曜）。
36協定の範囲内での時間外労働と休日労働を含めた1か月の実績が下表のとおり。

	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6	7
拘束時間	8	10	10	10	10	10	14
	15	16	17	18	19	20	21
	8	10	12	10	12	13	8
	22	23	24	25	26	27	28
	13	11	12	12	10	10	8
	29	30	31	1か月の合計拘束時間			
	13	10	12	304時間			

※労使協定を締結すれば
310時間まで延長可

	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6	7
拘束時間	8	10	10	10	10	10	14
	15	16	17	18	19	20	21
	10	10	12	10	12	13	8
	22	23	24	25	26	27	28
	13	11	12	12	10	10	8
	29	30	31	1か月の合計拘束時間			
	10	12	283時間				

例えば、15日と29日の休日労働がなければ、
休日労働は2週間に1回におさまリ、
1か月の拘束時間も、304時間 - (8時間 + 13時間) = 283時間となりますから、

改善基準告示を満たしています。

1日の拘束時間はすべて13時間以内ですが、

1か月の拘束時間が284時間を上回る304時間となっています。▶ 改善基準告示違反です。

また、休日労働は2週間に1回が限度ですが、第2週から第4週まで休日労働しています。▶ 改善基準告示違反です。

✓ 休日労働が、2週間について1回を超えていませんか？

✓ 休日労働によって最大拘束時間を超えることはありませんか？

告示遵守ポイント6：予期し得ない事象

予期し得ない事象に遭遇した場合

- ▶ 運行計画に対して遅延が生じた場合には、その対応に要した時間について**1日の拘束時間、2日平均の運転時間、連続運転時間から除くことができる** ※1年・1か月の拘束時間から除くことはできない。
- ▶ 予期し得ない事象に遭遇し対応する場合は運転日報等の通常の記録に加えて、**客観的な記録**を残すことが必要
- ▶ 勤務終了後、通常どおりの休息期間（継続11時間以上を基本、継続9時間を下回らない）を与えることが必要

予期し得ない事象とは

- ① 運転中に乗務している車両が予期せず故障した場合
- ② 運転中に予期せず乗船予定のフェリー欠航が欠航した場合
- ③ 運転中に災害や事故に発生に伴い、道路が封鎖された場合、道路が渋滞した場合
- ④ 異常気象（警報発表時）に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となった場合

客観的な記録とは

- ① 運転日報上の記録
- ② 予期し得ない事象の発生を特定できる客観的な資料

【例】車両故障：修理会社等が発行する故障車両の修理明細書等

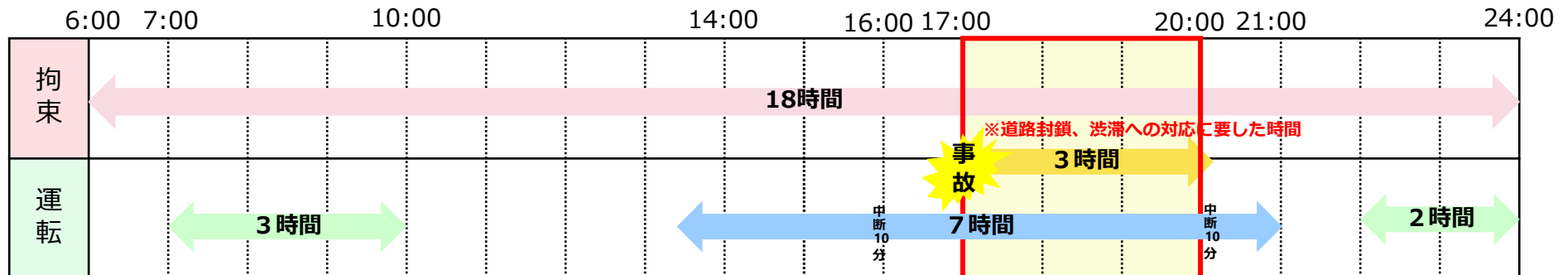
フェリー欠航：フェリー運航会社等のHPに掲載されたフェリー欠航情報の写し

災害や事故による道路封鎖、道路渋滞：公益財団法人日本道路交通情報センター等のHPに掲載された道路交通情報の写し（渋滞の日時・原因を特定できるもの）

異常気象：気象庁のHP等に掲載された異常気象等に関する気象情報等の写し

- ✓ **予期し得ない事象の対応時間を拘束時間等から除いた場合、勤務終了後に通常の休息期間を与えていますか？**

（例） 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖され、道路が渋滞した場合



- 拘束時間 **18時間** ⇒ **18時間** - **3時間** = 15時間（1日の拘束時間の基準を満たす）
（ただし、賃金支払いの対象とすべき労働時間は、18時間－休憩時間）
- 運転時間 **12時間** ⇒ **12時間** - **3時間** = 9時間（前後の日のいずれかが9時間以下なら基準を満たす）
- 連続運転時間 **7時間** ⇒ **7時間** - **3時間** = 4時間（連続運転時間（4時間以下）の基準を満たす）

告示遵守ポイント7：特例

① 分割休息

業務の必要上、勤務終了後、継続9時間以上（宿泊付き長距離特例は8時間）の休息期間を与えることが困難な場合に分割可

- ✔ どんな事情があっても3分割を
超えないようにしていますか？

★要件（1か月程度ごとに全勤務回数の2分の1が限度）

- ① 1回当たり「継続3時間以上」で2分割または3分割
- ② 2分割：合計10時間以上、3分割：合計12時間以上
- ③ 休息期間を3分割する日が連続しないように努めること



② 2人乗務

ツーマン運行で、車両内に身体を伸ばして休息することが
できる設備がある場合に拘束20時間までの延長と休息
4時間までの短縮可

- ✔ 勤務終了後の休息期間が4時間
を下回っていませんか？

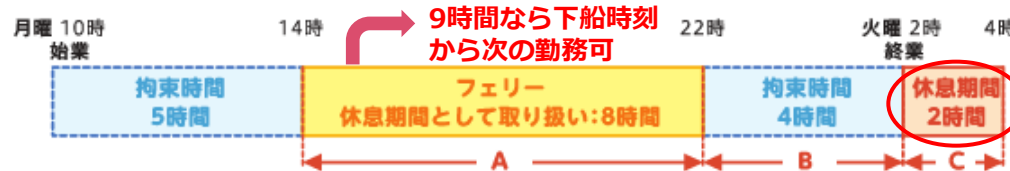


○さらに拘束時間を延長できる特例（勤務終了後、継続11時間以上の休息期間を与える場合は、24時間まで拘束延長可）
運転交代時の走行中を含み対象となる車両内ベッドとは？

- ① 長さ198cm以上、かつ、幅80cm以上の連続した平面であること
 - ② クッション材等により走行中の路面等からの衝撃が緩和されるものであること
- 競走馬輸送を参考にしたもの
→ 駐車中のみに使用するために設置された車両内ベッドは認められない

③ フェリーに乗船する場合

フェリー乗船の時間は、原則として休息期間とされ、与えるべき休息期間の時間から減ずることが可。
乗船時間が8時間を超える場合には、原則としてフェリー下船時刻から次の勤務開始



休息期間9時間からフェリー乗船時間の8時間(A)を減ずることができますので、減算後の休息期間(C)は、1時間以上必要です。
また、Cは、フェリー下船時刻から勤務終了までの時間(B)の1/2を下回った時間になっていません。

✔ 改善基準告示を満たしています。

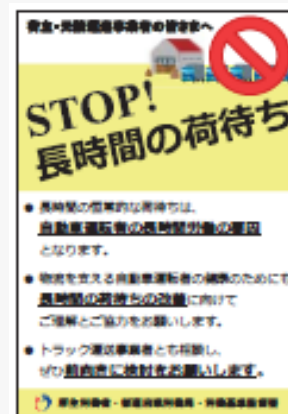
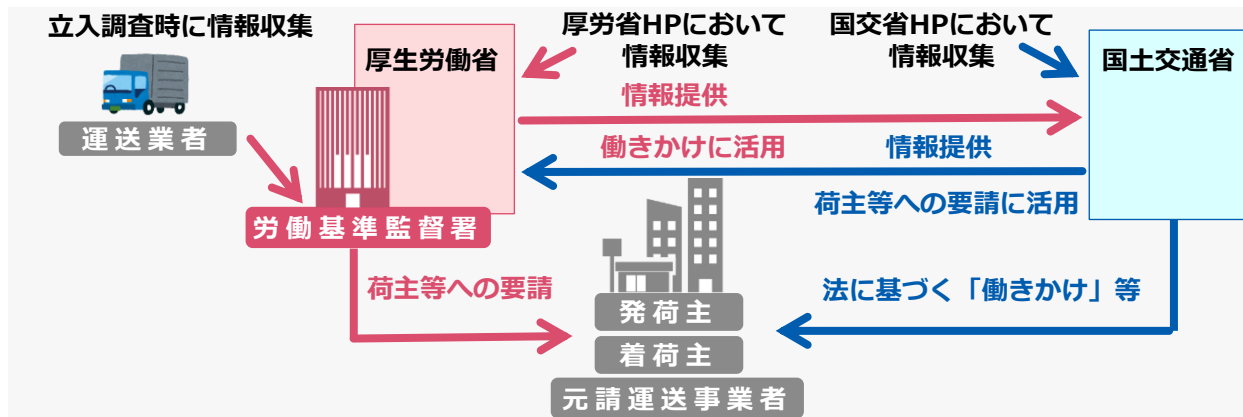
2時間をきると下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回るため×

- ✔ フェリー乗船時間を休息期間から除く
場合、2人乗務の特例を除き、減算後
の休息期間が、フェリー下船時刻から
終業時刻までの時間の2分の1を下
回ってしまうことはありませんか？

労働基準監督署による荷主要請の実績

荷主特別対策チームによる取組

- ▶ 「荷主特別対策チーム」は、トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有する都道府県労働局・労働基準監督署のメンバーにより編成。
- ▶ **荷主企業に対し、労働基準監督署から配慮を要請**
 - ①長時間の恒常的な荷待ちの改善に努めること。
 - ②運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知し、トラック運転者がこれを遵守できるように協力すること。
- ▶ 都道府県労働局のメンバーが、労働基準監督署から要請された事項に発着荷主等が積極的に取り組めるよう、荷待ち時間等の改善に係る好事例の紹介等のアドバイスを実施。
- ▶ 対象企業選定にあたり、**厚生労働省HPの「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」**や**立入調査時に収集した情報**を活用
⇒ **国土交通省にも情報提供**



	令和4年12月～令和8年6月
労働基準監督署が要請を実施した発着荷主等の事業場数	31,404
「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」に寄せられた情報の件数	3,066

3 6 協定締結・届出の注意点

時間外労働及び休日労働に関する協定書

(事業場名) (使用者職氏名) (以下「甲」という。)と
(事業場名) 労働者代表 (労働組合執行委員長) は、
労働基準法第36条第1項の規定に基づき、労働基準法に定める法定労働時間(1週40時間、
1日8時間)を超える労働及び変形労働時間制の定めによる所定労働時間を超える労働時間(以下「時間外労働」という。)並びに労働基準法に定める休日(毎週1日又は4週4日)にお
ける労働(以下「休日労働」という。)に関し、次の通り協定する。

第1条 甲は、時間外労働及び休日労働を可能な限り行わせないよう努める。

第2条 甲は、就業規則第 条の規定に基づき、必要がある場合には、夜により時間外労働
を行わせることができる。

	時間外労働を させる必要のある 具体的事由	業務の種類	従事する 労働者数 (満18歳 以上の者)	延長することができる時間		
				1日	1箇月	1年
① 下記に 該当しない 労働者						
② 1年単位の 変形労働時間制に より労働する 労働者						

2 自動車運転者(トラック)については、前項の規定により時間外労働を行わせることによ
って「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準告示」という。)に
定める1箇月及び1年についての拘束時間並びに1日についての最大拘束時間の限度を超え
ることとなる場合には、当該拘束時間の限度をもって、前項の時間外労働時間の限度
とする。

第3条 甲は、就業規則第 条の規定に基づき、必要がある場合には、次により休日労働を
行わせることができる。

休日労働をさせる 必要のある具体的事由	業務の 種類	従事する労働者数 (満18歳以上の者)	労働させることができる法定休日の 日数並びに始業及び終業の時刻

2 自動車運転者(トラック)については、前項の規定により休日労働を行わせることによ
って、改善基準告示に定める1箇月及び1年についての拘束時間並びに1日についての最
大拘束時間の限度を超えることとなる場合には、当該拘束時間の限度をもって、前
項の休日労働の限度とする。

第4条 通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴う臨時の場合であって、
次のいずれかに該当する場合は、第2条の規定に基づき時間外労働を行わせることが
できる時間を超えて労働させることができる。

	臨時に法定時間を超えて労働させる ことができる場合	業務の 種類	従事する 労働者数 (満18歳 以上の者)	1日	1箇月	1年
				延長する ことので きる時間数	法定時間を超えて労働 させること のできる 回数	延長するこ とのできる 時間数及び 休日労働の 時間数
① 下記に 該当し ない労働者						
② 自動車の運転の 業務に従事する 労働者						

2 前項の規定に基づいて限度時間を超えて労働させる場合の割増率は ٪とする。
なお、時間外労働が1箇月80時間を超えた場合の割増率は50٪とする。

3 第1項の規定に基づいて限度時間を超えて労働させる場合における手続及び限度時間を超
えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置については、次のとおり
とする。

限度時間を超えて労働させる場合における手続	
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	

4 自動車運転者(トラック)については、第1項の規定により時間外労働を行わせることによ
って改善基準告示に定める1箇月及び1年についての拘束時間並びに1日についての最大
拘束時間の限度を超えることとなる場合には、当該拘束時間の限度をもって、第1項
の時間外労働の時間の限度とする。

第5条 第2条から第4条までの規定に基づいて時間外労働又は休日労働を行わせる場合にお
いても、自動車運転者(トラック)については、各条に定める時間数等にかかわらず、時間
外労働及び休日労働を合算した時間数は1箇月について100時間未満となるよう努めるもの
とする。

2 自動車運転者(トラック)以外の者については、各条に定める時間数等にかかわらず、時
間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない。
かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこととする。

第6条 第2条から第4条までの規定に基づいて時間外労働又は休日労働を行わせる場合にお
いても、自動車運転者(トラック)については、改善基準告示に定める運転時間の限度を超
えて運転業務に従事させることはできない。

第7条 甲は、時間外労働を行わせる場合は、原則として、前日の終業時刻までに該当労働者
に通知する。また、休日労働を行わせる場合は、原則として、2日前の終業時刻までに該当
労働者に通知する。

第8条 第2条及び第4条の表における1年の起算日は、いずれも令和 年 月 日とする。

2 本協定の有効期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日とする。

令和 年 月 日

(事業場名) _____

労働者代表 _____ 印

[又は _____ 労働組合 _____ 印]

執行委員長 _____

(事業場名) _____

(使用者職氏名) _____ 印

36協定届記載例（特別条項）※2枚目

様式第9号の3の5（第70条関係）

時間外労働に関する協定届（特別条項） 休日労働

臨時に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。 ①については100時間未満に限る。)				1年 (時間外労働のみの時間数。 ①については720時間以内、②については960時間以内に限る。)			
			延長することができる時間数	限度時間を超えて労働させることができる回数 (①については6回以内、②については任意。)	延長することができる時間数及び休日労働の時間数	限度時間を超えて労働させることができる回数 (①については6回以内、②については任意。)	限度時間を超えて労働に保つる割増賃金率	延長することができる時間数	限度時間を超えて労働に保つる割増賃金率			
① 下記②以外の者	突発的な顧客需要、発注の増加に対処するため	運行管理者	3人	7時間	7.5時間	4回	60時間	70時間	35%	550時間	670時間	35%
	予算、決算業務の集中	経理事務員	5人	6時間	6.5時間	3回	55時間	65時間	35%	450時間	570時間	35%
② 自動車の運転の業務に従事する労働者	突発的な顧客需要、発注の増加に対処するため	自動車運転者 (トラック)	20人	6時間	6.5時間	8回	75時間	85時間	35%	750時間	870時間	35%
限度時間を超えて労働させる場合における手続		労働者代表者に対する事前申し入れ										
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		(該当する番号)※2 ①、⑤、⑩ (具体的内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施、年次有給休暇についてまとめた日数連続して取得することを含めた取得の促進、職場での時短対策会議の開催										
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと（自動車の運転の業務に従事する労働者は除く。）												

協定の成立年月日 ○○○○年 3月 12日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 経理担当事務員
 氏名 山田 花子
 （又は ○○運輸労働組合）

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による選挙）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

○○○○年 3月 15日

○ ○ 労働基準監督署長殿

使用者 職名 代表取締役
 氏名 田中 太郎

運送事業者向け情報収集サイト等のご案内



■ 特設サイト「はたらきかたススメ」



■ 自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト



■ 物流情報局（事業主の皆さまへ）



■ 陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン



■ 交通労働災害防止のためのガイドライン



■ 長時間の荷待ちに関する情報メール窓口（厚生労働省）



■ 悪質な荷主等に関する通報窓口（国土交通省）

